

(カリキュラム改革関係)

2018年度 憲法の履修に関する注意事項

カリキュラム改革に伴い、従来の「憲法第1部」(2年次、4単位)及び「憲法第2部」(3年次、2単位)について、2018年度からは授業も試験も実施されないので、2018年4月1日現在において、旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」のいずれかないし両方の単位を取得していない学生は十分に注意してください。

2016年4月以前進学のみなさんは、2018年度法学部便覧(207頁)に記載されている「旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴う経過措置について」を確認し履修計画を立ててください。分からないことがあれば教務係窓口で質問してください。

なお、2017年4月以降進学者は「憲法」(2年次、6単位)を履修することになります。

(2016年4月以前進学者)

2018年度からは、「憲法」(6単位、通年)のみを開講し、試験も「憲法」のみ実施します。

旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」のいずれかないし両方の単位を取得していない学生は、以下の方法で履修してください。

- 「憲法」を履修登録する。単位を取得すれば旧「憲法第1部」及び旧「憲法第2部」の両方の単位を取得したものと見做します。また、すでに旧「憲法第1部」あるいは旧「憲法第2部」の単位を取得している場合には、当該取得単位は法学部規則第10条第2項の随意科目に組み込まれます。

※ 「憲法」の履修登録はSセメスター履修登録期間にUTASで行ってください。

2018年3月29日 法学部教務係